

第1回鳥羽市宿泊税検討委員会 議事要録

と き：令和6年8月26日

13時30分～15時20分

ところ：鳥羽市役所西庁舎中会議室

1. 開会

○あいさつ

(立花副市長)

皆さま、本日はお忙しい中、鳥羽市宿泊税検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、國學院大學観光まちづくり学部の梅川先生は、オンラインでのご参加をいただいております。ありがとうございます。

このたび、鳥羽市におきまして新たな観光財源として宿泊税の導入について協議・検討を行うため、「宿泊税検討委員会」を設置しました。令和6年度より、宿泊税の導入について本格的に検討を行うため、鳥羽市の観光関係事業者の皆さまをお招きし、意見交換の場となりますように皆様のご意見をよろしくお願ひします。

まず宿泊税に至った背景について簡単に申し上げます。きっかけの1番目といたしまして、鳥羽市旅館組合連絡協議会様からご要望いただいております。この1月でございますが、導入検討を求める要望書をいただきました。これは市長と市議会議長に提出をいただいております。

背景の2つ目といたしまして、第三次観光基本計画策定のタイミングでございます。これは令和8年度スタートとなります。現計画の鳥羽市観光基本計画を運用する中で、観光関連事業者の皆様にお越しいただき、観光振興を図るための課題やご提案をいただいております。

また、鳥羽駅周辺エリアの再生という、新たな鳥羽市へ向けて動き出し、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに取り組みが始まりました。

観光業は地域経済の柱であり、また市の魅力を国内外に発信する重要な手段でもございます。宿泊税の導入は、この観光業をさらに発展させ、地域全体の活性化を図るための重要な方法であると考えておりますが、宿泊者や宿泊事業者の皆様にご負担をおかけすることから、慎重な検討を要するものでございます。制度導入がどのような意味を持つのか、そして、それがどのように市全体の発展に寄与するのか本日の議論を通じて具体的に考えて参りたいと存じます。

本日は忌憚のないご意見をさせていただき取り組んで参りたいと考えているところでございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会より案内

本日は、公開で会議を実施しておりまして、市の関係部署のほか、協調して導入検討を

行っている伊勢市、志摩市の職員の方もこの会議の傍聴いただいておりますことを共有させていただきます。

2. 委員自己紹介

○自己紹介

委員名簿 1 番から 11 番まで、関係課長及び事務局、JTBF が順に自己紹介（記載省略）

3. 座長選出

（事務局）

別紙資料により要綱の内容を説明。

○委員長、副委員長の選任

（事務局）

要綱第 5 条に基づき、委員長には梅川委員を、副委員長には立花副市長を選任することについて、事務局より推薦・ご提案します。ご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声）

（事務局）

ありがとうございます。

それでは、委員長に梅川委員、副委員長に立花副市長をお願いいたします。

3. 議事

○梅川委員長あいさつ

（梅川委員長）

今回宿泊税の導入検討会ということで、考えてみますと、最初に宿泊税を導入したのが東京都で 2002 年になります。その後導入する地域はなく、14 年後に大阪府で導入されました。京都、金沢が導入と続き、その後コロナ禍ということになりましたが、この後にこれだけ観光の回復が早いということになりますと積極的にいろんなことに打ち出したい、そのための財源をとというようなことで、ご案内のとおり、全国各地で宿泊税の導入の動きがございます。全国的には必ずしもうまくいってない地域もあるようでございますが、今回は全国のいろんな知見を生かしながら、あるいは皆様方のお知恵を拝借しながら、鳥羽市にふさわしい宿泊税のあり方を考えていきたいと思っております。ぜひご協力のほどお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局より議事に沿って説明をお願いします。

議事（1）本会議の目的、検討経緯、宿泊税の導入に向けて

（事務局）

○資料 P 2 目次を基に本日の会議項目の概要について説明。

○資料 P3 により「今回の目的、経緯、導入に向けて」を説明。

議事（2）鳥羽市の現状について

（日本交通公社）

○資料 P4～13 を基に、鳥羽市の現状（人口動態と生産年齢の推移、人口動態将来予測、宿泊者数・外国人比率、宿泊施設収容力の推移、発地別宿泊者、市税比率と観光予算、入湯税/観光振興基金積立金、アクションプログラムの評価/取り組みにあたっての課題について説明。

（3）観光財源/宿泊税とは

（日本交通公社）

○資料 P14～27 を基に、観光財源/宿泊税とは（主な観光財源の導入地域の例、ふるさと納税その他観光振興財源の確保、各地域の宿泊税条例の概要と使途、宿泊税導入前後の観光客の推移、特別報奨金/徴収事務補助金）について説明。

（4）新たな観光財源に関するアンケート調査結果

（日本交通公社）

○資料 P28～34 を基に、アンケート結果の概要について説明。

（5）鳥羽市として宿泊税導入検討（スケジュールや使途の想定）

（事務局）

○資料 P36 を基に使途の検討に当たって重要なポイントと考え方について説明。

○資料 P37～39 を基に宿泊税検討委員会のスケジュール及び総務省同意の制度概要について説明。

（6）意見交換

（梅川委員長）

鳥羽市の現状から始まって、宿泊税の全国的な動向、それから宿泊事業者に対するアンケート結果、最後に市として今想定されている使途、何に使うのかが一番重要な問題だと思いますが、そのイメージ、それから想定スケジュールや法定外目的税の合意制度などプロセスの話も含めた説明がありました。

今までの話の中で、わからないとか、あるいはもう少しこういうふうな考え方はないだろうかとか、そういったことを含めて、ご意見いただければというふうに思っております。

意見交換の時間は1時間程度となります。名簿順に皆様からご意見いただき、その後フリーでディスカッションしたいと思います。

(A 委員)

宿泊税の導入に関するアンケートでも答えましたが、観光振興に役立つのであればポジティブに捉えていくべきと考えます。ただ、懸念するのは事業者における人手不足。導入することによる業務負荷にも考慮すべき。人口減少している中で魅力ある観光地をつくるために一定の財源は必要であると思う。

(B 委員)

まず、旅館側から鳥羽市に対して、宿泊税導入をお願いさせていただいた意図について、よく他の地域の旅館組合から「なぜ税の導入検討を要望するのか」と聞かれます。その意図を簡単に申し上げますと、宿泊税を県よりもより身近な鳥羽市に徴税していただくことで、それを我々とともに持続可能のある観光地づくりに効果的に活かしていくとの思いから、我々側から要望を出させていただいたということをご承知いただきたい。

3点お聞きします。

まず、1点目に、県の宿泊税に関する今の動きを知りたいということ。冒頭申し上げたとおり、地域の事業者としては県が徴税するよりも、より身近な鳥羽市とともに宿泊税の用途を協議・検討したいという思いがある。持続可能のある鳥羽の観光推進に効果的に使うために、歩留まりをよくしていただきたい。こういった趣旨は過去にも直接市長にもお伝えした。また、本日は、伊勢市職員の方も傍聴でいらっしゃるが、お聞きしたところによると、伊勢市長は「県には渡さない」との意向をお示ししたとのことである。鳥羽市もそのような姿勢で臨んでいただければありがたい。

2点目として、特別徴収義務者に我々宿泊事業者がなるわけですがけれども、特別徴収にかかる報奨金に関する考察のための参考情報としてお伝えしたいことがあります。クレジットカード払いのお客様が年々増えている状況下で、カード会社によっては手数料率が4%近くのものがある。仮に、宿泊税をカード決済でいただいた場合には、カード会社に額面の4%の手数料を支払い、一方で市からいただく報奨金が2.5%では、単純に特別徴収事務によりマイナスが生じるという現象が起こるので、その点にはご配慮いただきたい。

3点目としては、宿泊税を導入するにあたり、今後鳥羽の持続可能性を高めるための観光施策の推進を図るうえで、旅館組合を一本化すべきということ。鳥羽には旅館組合が10、民宿組合も含めると11もある。そのうち、法人化しているのは鳥羽旅館事業協同組合のみで、そのほかは任意団体で県の旅館組合とも紐づいていない。特別徴収された宿泊税をもって事業費に充てていくと想定すると、市としても、その調整先は、まとまりのある1つの旅館組合が受け手となるほうが望ましいのではないかと。また、各地の旅館組合のタッグがより強化され、持続可能性にも繋がると思う。

(梅川委員長)

ありがとうございます。事務局に質問ですが、今回の宿泊税の課税対象となる施設は、いわゆる旅館業法に基づく許可だけで、民泊は対象にならないという理解でよろしいでしょうか。住宅宿泊事業法に基づく事業者は、対象となるかということに関して、どう取り扱う予定か。民泊に泊まった方は宿泊税を払わなくてよいということではあまりに不公平となるため、取るべきであると思うがいかがか。

(観光商工課長)

課税対象施設も今後の協議事項ではありますが、平等性という観点から民泊は課税対象とすべきと考えられる。

(梅川委員長)

ありがとうございます。そのあたりも含めた制度設計に必要な論点は、第2回の検討委員会までに、事務局がまとめていただくこととなりますのでよろしくをお願いします。

(C 委員)

使途に関しては、概ね鳥羽市からの示された想定・方向性は、妥当なところだと考える。やはり宿泊客から徴収する税であるので、宿泊客が鳥羽に来てよかった、また鳥羽に来たいなど思えるようなものを使途としていくということを前提とすべき。

また、旅館組合の件については、鳥羽市は広いので多数組織化されているところ、この宿泊税の件を皮切りに、各地域と連携する形で一体となった宿泊観光のための団体とすることは有益であると感じる。また、各地域、それぞれ特色も違うことからそういった強みを活かしたまちづくりにもつなげていけると思う。

(梅川委員長)

受益と負担の関係、つまり宿泊客が負担をするからには、宿泊客に何らかのメリットがあるような施策とすべきということは、確かに基本事項であると言える。

それから組織の法人化はすごく大きい問題である思います。それからコンプライアンスも重要になってくる中で、やはり任意法人だと、なかなか税金を入れることが難しくなるので、しっかりとした組織形態をとらないと難しくなるとも考えられる。その中でやっぱり鳥羽市の旅館組合を一本化していくっていう、さきほどの B 委員の話にも繋がりますが、どう使うかっていう使途が一番重要であるものの、その使途に沿ってしっかりと実施していく組織体をどう考えるかということだと思えます。

(D 委員)

宿泊税に関しては、今回アンケートをとらせていただいたとき、また、いろいろな方と

話をしたときなどに感じたこととして、アンケート結果でもあるように実質的な値上げだとか、いろんな考え方を持つ方がいらっしゃるの、どこの地域でも同じであるということ。「今」を見るのか「先」を見るのかということが肝要。アンケート結果については、私たちが未来をつくっていかなくちゃいけないと考えたときには、やはりこの宿泊税の導入は必然であると受け止めている。

ただし、現場とかそういう働いてる人たちとか、不安とか負担とかをなるべくないように、ラッピングしていくことがこの会議の目的であると捉えている。たくさんの情報交換をさせていただいて、いいモデルを作り込んでいければいいかなと思う。

(梅川委員長)

アンケート結果を受け、未来のために考えるべきであるということ、また、なるべく徴収される事業所や従業員の負担を軽減できればというご意見でした。ありがとうございます。

(E 委員)

離島の宿泊施設の場合、宿泊者は、まず船に乗らないといけないということで、他の地域と比較すると余分に交通費負担をしていただいている。さらに、宿泊税負担も増えるとなると、集客するうえでもどうしても懸念を感じてしまう。離島の宿泊施設からは、今も反対意見が聞こえてきています。何とか理解を深めていきたいと考えている。そういった負担の実情を踏まえ、宿泊税による新たな負担が離島に渡っていただく足かせにならないような仕組みを望みます。

(梅川委員長)

宿泊者の負担を考えた重要な考察でございました。

丁寧な説明も必要であります、例えば担税力調査というか、しっかりと負担していただけなのかという実証調査のような取り組みも考えられる。そういったことも後で議論していければと思います。

(F 委員)

相差旅館組合でも周辺の宿泊施設に意見を伺ったときに、宿泊税導入にネガティブな印象を持っている方が一定数いた。宿泊税の意図等に関して、うまく説明・説得をしながら、前向きに考えてもらうための説明は必要かと考える。

また、これまでの各委員の発言以外の意見としては、鳥羽市の多くの宿泊施設では入湯税も取っており、その入湯税に加えて宿泊税導入という形になりますので、そのあたりのバランスをどういうふうにとっていくのかというところも論点になるかと考えます。

その他、先ほどお話あったように、鳥羽の中にはいろんな地域がありますので、隅々に

までこの宿泊税の恩恵が行き届くべき。その中で1つの組合になったとしても、やはり相
差は相差、石鏡は石鏡、浦村は浦村という形で、それぞれのところで具体的にどうい
うふうなことをやっていくのかということもすごく重要なポイント。そういう意味合
いでも、日頃から地元の組合の中での、先を見据えてどういふことをやっていくべき
なのかというの、話し合っていかなければならない。

(梅川委員長)

ご意見として、やはり相差の方々も若干懸念があるというような話でした。また重
要な点として、入湯税とのバランスの話もありました。明確に分けていかないと総務
省から指摘されますので、その差別化はしっかりやらなければならない。

それから、いろんな地域があるので、どういったところにどういった使い方をして
いくのかという、おそらくこれからの議論である第三次観光振興基本計画の中で議
論していく項目だと思いますが、やっぱりこの地域はこういう方向を目指そう、こ
れに宿泊税財源を充てていこうというような議論までできるとよい。重要なご指
摘をありがとうございました。

(G 委員)

私からは4点ほどあります。

1点目、私も先ほどの意見と同様、入湯税との折り合いは重要だと思います。入湯
税は、5割を観光振興に充当しています。3割を源泉保護、1割を消防、残り1割を環
境というふうに、その用途を明確に条例で定めています。この入湯税に加え宿泊税
の導入に際し、他県の自治体では入湯税を減税されているところもあります。総務
省同意にも住民の負担が著しく過重にならないということも明言されております
のでそういったところのバランスはやはり検討しないといけないなと感じます。

2点目として、宿泊者数や件数に関しては先ほどのスライドにもあったとおり、
減少傾向が続くということになります。とはいえ我々宿泊業営む側としては、高付
加価値化が求められていきます。その際に、段階的な宿泊税の徴収というものが、
これは定率制・定額制どちらがいいという話じゃないんですけども、段階的な徴収
というものは必然であると思います。

3点目については、この宿泊税導入に至った後の話になりますが、制度の見直し
の期間というもの定期的には設けたほうがいいだろうと考えます。時代背景から
して、どんどん、いろいろな環境が変わっており、完全には予測できないわけです
から、例えば5ヵ年毎であるとかそのような形で、制度の見直しというものは必要
です。

最後、用途に関するチェック方法に関する点です。監査機関として何か第三者機
関もしくは内部監査の仕組みを設けるべきと考えます。宿泊者、他県の皆様から
徴税するものですので、ちゃんと「観光振興のために宿泊税がちゃんと使われて
いる」ということを民主

的に提示しないといけないなというところで、こちらも併せて検討したい。

(梅川委員長)

4点、いずれも重要なお話だったなと思います。

確かに宿泊税導入に際し、入湯税を減税しているところがあります。大半は、入湯税と宿泊税は別だということで、宿泊税はプラスして導入しているところが多い。ここは、鳥羽市ではどういう制度設計をするかということ議論していかなければならない。

2つ目の、高付加価値化を想定した段階的に税額を定めるかという点に関するご提案だと受け止めました。この点は次回に向けて制度設計でお示し考えていければと思います。

3つ目の見直し・モニタリングをということだと思いますけども、もうこれはもうご指摘のとおりだと思います。やはり一度作った制度はそのままというんじゃなくて、しっかりと機能してるのかについて第三者的に見ていくべきであって、制度の中でしっかりと位置付けていくようなことを、私も同様に思いました。

最後の4点目、これもとても重要な話で、例えば、他自治体でも何にいくら使ったとしっかり出している。しっかりと明示するための使途の見える化っていうのはすごく進んでおられる。ご意見のとおり、鳥羽市においてもそのような制度設計にすべきであると考えます。

(H委員)

すでに意見があったが、入湯税による観光振興基金が創設されているので、宿泊税を創設による新たな負担に理解を求めるのであれば、入湯税と宿泊税のバランス・使い分けの整理が肝要。

先ほど離島における負担感が紹介されていたが、例えば「観光客の乗船料軽減」や「佐田浜駐車料金の軽減」など、宿泊税導入の効果・目的について、「具体的に何を実現するために集めたい」ということを明確に示すことで、理解を得やすくなると思う。

(I委員)

前提の確認事項として、三重県も同じ時期に導入を検討しているのか、検討状況をお聞かせ願いたい。仮に、鳥羽市の導入が先行した場合、三重県が課税した場合に上乗せされるという理解でよいのか。

(梅川委員長)

例えば、福岡県・福岡市・北九州市の例では、課税額200円の場合、市が200円徴税して、うち50円を県に納めるというような整理をしている例がある。また他方、北海道の例では、観光都市がたくさんある中で折り合いが難しい例、県が先行して導入を表明した

宮城県の例など多様な例がある。

三重県はどういう立場か存じ上げないが、情報としてはいかがか。

(I 委員)

近隣の伊勢市や志摩市の導入検討状況なども踏まえて足並みをそろえるべきであると思います。調整不足により、鳥羽市だけ税額を高く設定してしまい、宿泊客が他市に流れていくようなことがないようにお願いしたい。

使途については、他者の意見でもありましたが入湯税の使途も含めて、検討していくべきと感じました。

(副委員長)

三重県の検討の動静を共有します。三重県から鳥羽市へのアプローチとしては、鳥羽市・伊勢市・志摩市の3市において宿泊税導入検討が動き出したことを受けて、県から一緒に導入検討を進めることができないかという打診がありました。

鳥羽市としては、事前に総務省から助言等をいただいたこともあり、この宿泊税導入に関する県との円滑な調整は非常に重要なものであると認識しておりまして、その検討に向けた調整の申し出には真摯に向き合ったところでございます。

残念ながら、県からの打診は、3市が一応の想定としている令和8年4月導入に向けた調整を共に行うための具体的な方策等ではなく、単に県内部の整理が追いつくまで間、導入検討スタートを待ってくれないかとの打診に過ぎず、市としては承服しかねるものでありました。

また、県に対しては、鳥羽市の宿泊税導入のスタンスとして、使途をご納得いただけない限り難しいとの判断を示したうえで、その使途に関しても、市の検討の場で合わせて行うとなると、鳥羽市側の意向を全面に承諾いただく形でないと整理できないことになることをお伝えしました。市宿泊税とともに県宿泊税を徴するとした場合、導入検討をスタートできなくなるに相応する市側のメリットが見いだせなかったことから、伊勢・鳥羽・志摩の3市で協調して導入検討を進めていくとしております。

(観光商工課長)

その他、県内の主要市が宿泊税導入に反対の姿勢を示したと聞いています。県が導入するには、県内市町の同意が必要だと思うので、その影響も大きかったのではないかと思います。その後、三重県から鳥羽市への打診はありません。

(梅川委員長)

県は以前から意向として、伊勢志摩エリア以外の観光施策展開を示しております。その点では、伊勢・鳥羽・志摩との使途に関する折り合いは困難なこともあるかと思います。

さて、ひとつおりのご意見をいただきましたが、言い足りなかったこと等がありましたらお願いします。

(企画財政課長)

市の財政状況に関する共有として、鳥羽市には、36億円の基金がある一方、110億円に上る借金もあり、決して財政的に潤沢でないということを踏まえ、導入要否に関して議論をいただければと思います。

また、資料P36に宿泊税の用途をお示ししていますが、特別徴収義務者への奨励金に関しては、P27の他市事例でもお示しのとおりいずれの市も2.5%としています。これは、原則2.5%しか配分できないということで総務省からも示されていることが前提となりますのでご理解のほどよろしくをお願いします。

では、どういった手法があるかということになりますが、最下段の「DMOなどの観光振興事業の強化」という項目は汎用性がありますので、事務局含めこちらの項目の研究・検討にご協力いただきますようお願いします。

(B委員)

2.5%の件は一応了承したが、観光振興で受け取った団体からさらに追加して受け取るというのは可能かと思うがいかがか。

もう1点、宿泊税の年間歳入見込額の試算はあるのか。

(企画財政課長)

年間歳入見込額は、仮に税額を1人200円、宿泊客数を140万人とした場合、年額2億8000万円と試算しています。

その額を受けて、市がすべての事業を行えるかということ、それは体制的にも無理がある。そういったことを受けて事業者の皆さんが宿泊者の目線に立ち、何が必要かどういった事業が必要かということを考えていただくことも大事である。DMOへの補助や委託などもその手法の一つである。

(C委員)

やり方として、DMOが地域の観光を担うにふさわしいが、実際、DMOは鳥羽に2つあり、それぞれ観光全体の施策を実施している。それに対して、宿泊税はもう少し宿泊者に目線に向けた取り組みを行うなど、住み分けをできればと考える。

(観光商工課長)

行政にしかできないこととして、例えば駅周辺エリアの整備などの公的ハード整備的であるとか交通事業などは、やはり行政がやるべきかなあと考えます。

宿泊した皆さんに利益を還元できるようなものは、当然DMOさんをはじめとした事業者団体の仕事だと思いますので、ご意見のとおり、そのすみ分けをしっかりとすべき。また、それをやれるだけの人手が必要となる。現状、DMOや観光協会に補助金交付や業務委託をたくさんさせていただいておりますが、事務局の方は大変そうにしてらっしゃいますので、その辺りも含めて、住み分け、それからやれる人たちがいるかどうかも含めて、使途を考えていただければと思います。

(梅川委員長)

そういう意味でも、先ほど旅館組合の組織がたくさんありすぎて、法人化もされていないというようなお話ありましたけど、要するにしっかりと一本化して、一般社団等の形で法人化し、契約行為ができるんだというような形になるといいんじゃないかなというふうに思いますよね。

(副委員長)

今の話、旅館組合さんは、一本化の話でタイムスケジュールというか、急いで腹決めたら、どれぐらいできるかとか、どのようにお考えでしょうか。

(B委員)

一本化に向け、何がネックかという点については、地域の距離というよりは組合ごとの年会費の差である。例えば、鳥羽旅館事業協同組合では、例えば一番高い会費を払っていたホテルでは1軒月26万円程度いただいている。うちの場合は大体4万円などと、大きさによって異なる会費を設定している。一方で、相差旅館組合では大きさ関係なく、1軒当たり月1万円といった具合。その額では、事業実施もできない。一緒になるためには、相差を上げて、我々を下げるという歩み寄りが必要となり、今回のこのきっかけで歩み寄らせてもらえるとありがたい。今、例えば神島は1軒しかないの、神島旅館組合さんに鳥羽旅館事業協同組合に入っていただくといった風に、だんだん入れてくということとは可能です。

統合し、新たに法人化するというよりは、現在法人格がある旅館組合の名前が「鳥羽旅館事業協同組合」なので、それでいいのかなと私は思っています。会費の関係で合意形成に時間がかかるというのが現状です。

(梅川委員長)

会費が違うというのは難しい問題である。また、会費が違うということは、それぞれの組合によって、やるべきことが違うということとも言える。何をやるべきかということに関して、横の連携によって行うということで事業を整理するということも検討すべきである。せっかく今回、宿泊税という大きな事案があるので、B委員が提案する組織の一本

化のチャンスではあると考える。

(副委員長)

一本化していただくと行政としてもやりやすい。バラバラに支援をすると、何をどうやっているのかわからなくなる恐れもある。全体に影響のある施策・部分などに関して、どこで使っていくかという合意形成を図る場としてもありがたい。

(B 委員)

おっしゃるとおり行政サイドから見て一本化した方が勝手はいいことは間違いない。ぜひご協力くださいますようよろしくお願いします。

(観光商工課長)

地域の隅々まで行き届くような観光振興策を地域で考えていらっしゃるということもあろうかと思しますので、今の議論を引き続き続けていただきたい。鳥羽はバラエティに富んだ魅力があるので、その良さが、宿泊税導入によってさらに生かせるように、考えていかなければならないと思います。

もう1点、お願いになりますが、特別徴収義務者として、人手不足でありながらさらに宿泊税を徴収することで、人・システムに負担が生じることが見込まれていますが、その報奨金が2.5%であるとクレジット手数料より低いため単純にマイナスになるとの意見をいただいた。総務省の指導もあるが、実際にどの程度が負担として発生するのかも含めて情報をいただきたいと思います。別の機会で結構ですので、詳しい方にお教えいただきたい。

(梅川委員長)

確かに、報奨金について絶対に2.5%でなくてはならないというものではなく、例えば地域事情として長期宿泊者が多い、インバウンド比率高いなどの事情に鑑み、上乘せしている例がある。高山市では0.5%上乘せしている。鳥羽市の特殊事情から、他よりコストがかかるんだという理由があれば、これ少し上乘せするなど、そんな交渉もありうる。

先ほどスケジュールでお話いただいたが、10月7日の第2回会議は、制度設計が出てくる回となる。それに向けて今日、どんどんいろんな論点を出していただいて、それに対して整理をしておく必要がある。

(B 委員)

第2回が重要というのは梅川委員長がおっしゃった通りであるが、言いたいこと言い出したらきりが無い。

第2回会議には、市が鳥羽市にふさわしいと考える制度設計・たたき台となるものをお

示させていただくとともに、その案とした理由・根拠についてもあわせてお答えいただけるようにご準備をいただきたい。

(梅川委員長)

そうですね。東京都の検討において、ビジネス客からも宿泊税とるのかという大批判の末、1万円未満の宿泊については免除ということで、東京都が折れたという経緯がございます。免税免除の考え方について、京都は、子供たちに修学旅行なんかは、宿泊税を取らないという例もある。

そういうことも含めて、鳥羽市らしい・ふさわしい制度設計を作っていく、そのたたき台を出すというのが第2回になるのかなというふうに思います。長期滞在してくれるお客さんからも毎日毎日同じ金額等の税を取るのか、そういったことも、議論いただいてこれから制度設計をお願いしたい。

(F 委員)

相差では、修学旅行での利用が結構多いので、やはりお子さんから宿泊税を徴収するかあるいは免除するかという点について、事務局案を示していただき、次回以降で詳しく検討できればと思います。

(事務局)

事務局からも議論の参考にするため確認したい点として、お客様が予約するタイミングをお聞きしたい。一般的にOTAだと6か月前などの期間が推奨されていると承知しているが、大きな祭りの日などは、1年前から予約が入っているなどの事例も聞く。宿泊施設によって違いはあると思うが、実情として、宿泊日の何か月前に予約が入っているのか。宿泊税導入前に予約が入った場合のトラブルをできるだけ解消するための議論の参考としてお聞きしたい。

(A 委員)

団体によっては、早いところは1年、2年前などさまざまである。一概には答えにくい。個人であればOTAの例にならってというところではないか。

(F 委員)

予約は、20日から1か月前後にいただくことが多い印象。最近は60日前から30日前という早い段階での予約も多くなっている。そこは、やはり宿によっていろいろだと思う。当館であれば、来年の7月の三連休前までは予約を入れている。ただし、そういうかなり先の予約を取るお客様は、毎年お越しいただくなどの特別なお客様であり、数百円程度の負担はあんまり気にされない方が多いのではないかと思う。

(D 委員)

年末年始などは、宿泊後そのまま来年の年末年始の予約を受け付ける場合もある。

「宿泊税が必要になる」ということを聞いていないという旨は、申し出る方も言いづら
いものである。ある程度の日程が決まったら、こちらからも速やかにお客様にアナウンス
させていただくこととなる。

(梅川委員長)

この議論は、非常に重要な議論であり、高山でも議論されている。予約日と条例制定日、
施行日と課税対象となる宿泊に関する議論については、その情報が総務省に集まってき
ているので、その情報を集めしっかり決めた方がよい。確かに 100 円 200 円の話なんで
気にしないよっていうお客さんもいらっしゃるかもしれませんが、団体となると大きな
影響がある部分である。いつから宿泊税の課税対象とするのかは明確に決めておかない
といけない。

(企画財政課長)

現時点では、条例制定は3月の議会に条例案を上げ、同時に次年度当初予算にシステム
改修費を計上するスケジュール案をお示ししています。これは、事業者もしくは宿泊予約
する方への周知期間が必要という観点から、宿泊税課税の1年前には決定が必要になる
のではないかと想定スケジュール案であり、検討・調整を行う事務局としては相当
タイトなスケジュール案となっています。

おそらく志摩市・伊勢市さんは、3月では報告書がまとまっておらず、翌年の6月議会
での審議・補正になるのではないかと考えております。鳥羽市が先行していくような想定
になっていますが、今までいただいたご意見・論点もすべてスムーズに整理された場合の
スケジュール案であることをご理解ください。

(梅川委員長)

1年間、いろんな告知だとか、事業者の方々への説明だとかシステムの関係の準備期間
を取るということでした。全国的にはもっと周知期間が短い例もあるので、非常に丁寧だ
なと感じます。

(事務局)

次回10月の会議が山場になります。今現在で、将来的にはもちろん導入をポジティブ
に検討しようというご意見もいただきましたが、しかしながら、目先のこういう課題があ
るところも現場ではあろうかと思いますので、そういったところを今のうちに課題提起
いただくと、次回の会議に反映することが可能となります。そういったところのメリット、

デメリットであったりとか、根拠をしっかりと整理し、ご準備をさせていただきたいと存じます。

(B 委員)

しっかり検討を行うための提案として、委員に個別にヒアリングをおこなっていただきたい。事前に委員の意見を整理しておくことで、スムーズな進行が期待できる。

(梅川委員長)

素晴らしいご提案をいただきました。こういった会議ではあのとき言えなかったんだけど、本当はこう思っていたんだということが必ず出てくると思います。事務局は、丁寧な調整を行い、後々手戻りしないように調整を進めてください。

私からは、伊勢・鳥羽・志摩が連携して調整をいただくことを願います。近隣自治体間で調整が紛糾している様は、消費者から見るとどうなってんだと思われかねない。地域全体がまとまって、宿泊客をお迎えするために連携していくというのが重要です。ぜひ、今日は伊勢市さん、志摩市さんとも来ておられるということなのでぜひお持ち帰りいただいて、足並みをそろえていただければと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

5. その他

(事務局)

ありがとうございました。B委員の予備ヒアリングの提案は、すごくいいアイデアだなと思います。是非とも、個別にきめ細やかなご相談をしたいと思いますのでよろしく願います。

では、最後に資料3のアンケートについてご案内します。

同じ鳥羽市内といえども、離島地区もあれば鳥羽駅周辺など思いは様々だと思いますので、こちらのシートに、用途に関する各旅館組合単位等でのご意見をまとめていただきますようお願いいたします。用途のご提案は、市全体でも地域に関係するものでもどちらでも結構です。このシートでいただいた意見を、次回の会議の参考にさせていただきたいと思っております。

次回は、10月7日午後の会議を予定しています。その2週間前、9月20日（金）までに事務局の企画財政課までご提出をいただきますようお願いいたします。

なお、お手数ですが、この意見は委員以外のメンバーからも集めていただきますようお願いいたします。なお、様式は、別途、電子データで提供させていただきますのでよろしく願います。

6. 閉会